

消防の動き



2018
12
No.572

- 「平成30年7月豪雨」における消防機関の対応
- 消防防災分野における無人航空機の活用について



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

「平成30年7月豪雨」における消防機関の対応 4

特報2

消防防災分野における無人航空機の活用について 10

平成30年12月号 No.572

巻頭言

「災害に強く安心して生活できるまちづくり」に向けて（広島市消防局長 齊藤 浩）

Report

避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等について 13

Topics

平成30年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式 16

平成30年度消防設備関係功労者等表彰式の開催 18

「第26回全国消防操法大会」について 19

緊急消防援助隊情報

平成30年度地域ブロック合同訓練の実施結果について 21

先進事例紹介

救急講習会を活用した口頭指導シミュレーション訓練の導入
（西宮市消防局 警防部 指令課） 24

消防通信～望楼

行田市消防本部（埼玉県）／湖南広域消防局（滋賀県）
尼崎市消防局（兵庫県）／八幡浜地区施設事務組合消防本部（愛媛県） 27

消防大学校だより

平成30年度消防大学校フォーラム

女性消防吏員の活躍推進～男女ともに活躍できる職場づくり～ 28

自主防災組織育成短期コースについて 29

報道発表

最近の報道発表（平成30年10月24日～平成30年11月23日） 30

通知等

最近の通知（平成30年10月24日～平成30年11月23日） 31

広報テーマ（12月・1月） 31

お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします 32

ストープの安全な取扱い 33

セルフスタンドにおける安全な給油について 34

雪害に対する備え 35



■ 表紙
本号掲載記事より

「災害に強く安心して生活できるまちづくり」に向けて



広島市消防局長 齊藤 浩

平成30年6月29日に日本の南で発生した台風第7号は、7月4日に日本海中部で温帯低気圧に変わりましたが、この低気圧からのびる梅雨前線が西日本に停滞し、また、暖かく湿った空気が流れ込んだため、広島県では6日昼過ぎから7日朝にかけて大雨となりました。

この大雨の影響で、広島市並びに本市が消防事務を受託する安芸郡の海田町、熊野町及び坂町においては土砂災害、河川の氾濫、浸水等により多数の尊い命が失われました。

ここに改めて、犠牲となられた方々に対し心から哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、この度の災害においては、発災直後から、7月31日までの長期間にわたり、県内消防応援隊や緊急消防援助隊の派遣を受け、猛暑日が続く極めて厳しい環境の中、懸命の検索、救助活動に御尽力いただきました。

お陰をもちまして、多くの方々の救出や、行方不明となられていた方々の発見に至るとともに、連日にわたり激励のお言葉や多大なお心遣いをいただいたところであり、こうした皆様からの御支援、御協力は大変心強く、私どもの活動の大きな支えとなりました。

改めて、消防の“絆”の強さを感じた次第であり、この紙面をお借りし、深く感謝申し上げます。

現在、本市では、国や県、関係機関等の協力を得ながら、被災地での復旧、そして、被災された住民の方々に一日でも早く、被災前の生活に戻っていただけるよう生活再建に向けた取組を進めております。

また、災害対策の再構築等に向け、避難対策等検証会議を開催し、今回の豪雨災害における、避難情報の発令・伝達を受けた側の住民の避難行動と地域住民の置かれた状況や問題意識との関連性について検証を行い、基礎自治体として地域住民を確実な避難行動につなげるための方策等を検討しているところです。

広島市消防局では、この度の災害を含め、この20年の間に3度も大規模な豪雨災害を経験しました。これらの災害による教訓を踏まえ、これからも頻発が予想される大規模自然災害に対し、総務省消防庁をはじめとする消防機関の皆様はもとより、防災機関との連携をより一層強固なものとし、的確に対応してまいります。



「平成30年7月豪雨」における消防機関の対応

応急対策室、広域応援室、地域防災室

1 はじめに

平成30年6月28日以降、北日本に停滞していた梅雨前線は、7月4日にかけて北海道付近に北上した後、5日には西日本まで南下してその後停滞しました。

また、6月29日に発生した台風第7号は、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わりました。

この梅雨前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で長期間にわたる記録的な大雨となりました。

この大雨により、6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる降

水量が観測された地域があったほか、九州北部、四国、中国、近畿、東海及び北海道地方における多くの観測地点で、24時間、48時間又は72時間降水量の値が観測史上第1位となりました。

この大雨に関し、気象庁は、7月6日に福岡県、佐賀県、長崎県、岡山県、広島県、鳥取県、兵庫県及び京都府の1府7県に、7日には岐阜県に、さらに8日には高知県及び愛媛県に対し、大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼び掛けました。

気象庁は、6月28日以降の記録的な大雨について、その名称を「平成30年7月豪雨」と決めました。

なお、今回の大雨による各地の被害状況は表1のとおりです。

亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。



岡山県倉敷市真備町（東京消防庁提供）



表1 被害状況（人的・建物被害）

平成30年11月6日時点

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷	程度不明							
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
北海道								1	7	121		3
秋田県								1				
福島県								9				
千葉県			1	2				1				
東京都				1				5			7	
神奈川県				11			1				3	12
富山県										3		
石川県										9		
福井県								3		15		
山梨県								1				
長野県								1	1	19		
岐阜県	1		2	1		12	236	5	83	418		57
静岡県			1	8				10		4		
愛知県				1					1	11		
三重県				3			3	43		9		
滋賀県	1									1		
京都府	5		1	6	1	15	50	69	539	1,734		
大阪府			3	1		1		13	7	25		8
兵庫県	2		2	9		16	18	81	68	707		
奈良県	1			1			1	1	1	51		
和歌山県				1		2	1	1	157	354		11
鳥取県								3	7	54		
島根県						55	127	2		61		61
岡山県	61	3	9	152		4,822	3,279	1,115	2,729	6,075	2	41
広島県	109	5	50	89		1,140	3,416	2,103	3,176	5,623		
山口県	3		3	10		26	260	105	304	666		
徳島県						3	3	1	3	11		3
香川県				3				10	1	9		2
愛媛県	29		29	6	2	632	3,212	92	360	2,692		
高知県	3			1		12	44	26	129	578	3	42
福岡県	4		8	14		15	222	174	952	2,294	4	9
佐賀県	2		1	4		3	1	25	34	247		3
長崎県				10		1		4	4	18	1	
熊本県			1				3	4	4	89	2	27
大分県			1	3		2	1	3		12		1
宮崎県	1		1									
鹿児島県	2			1		1		5		3		1
沖縄県				5								
合計	224	8	113	343	3	6,758	10,878	3,917	8,567	21,913	22	281

2 消防庁の対応

消防庁においては、台風第7号による大雨に備え、7月2日に全都道府県及び指定都市に対して「平成30年台風第7号警戒情報」を発出し、警戒を呼びかけるとともに、3日11時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、情報収集体制を強化しました。

また、5日には、再び全都道府県及び指定都市に対して「低気圧と梅雨前線による大雨警戒情報」を発出し、温帯低気圧と梅雨前線による大雨へのさらなる警戒を呼び掛けました。

消防庁においては、その後の被害状況を踏まえ、7月6日9時00分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第2次応急体制）し、さらに、同日20時30分には消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第3次応急体制）し、全庁を挙げて災害応急対応にあたりました。

対応にあたっては、被災自治体から緊急消防援助隊の派遣要請があることを想定し、事前に関係府県に対して出動準備を依頼したうえで、消防庁長官は、7月6日以降、1都2府20県の緊急消防援助隊に対して、順次、被害の甚大な岡山県、広島県、愛媛県及び高知県への出動を求めました。なお、広範囲に及ぶ災害となり、多数の死者、行方不明者が見込まれたことや政府の非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、8日に平成30年7月豪雨における緊急消防援助隊の出動について、消防庁長官の指示によるものとなりました。

また、甚大な被害が発生した岐阜県、岡山県、広島県、愛媛県及び倉敷市等に対し、7月6日から31日まで継続して延べ23名の消防庁職員を派遣し、各自治体の災害対応を支援するとともに、政府の災害対応に必要な情報の収集に努めました。

このほか、7月9日に政府調査団の一員として消防庁の職員を岡山県及び広島県へ派遣しました。

また、「大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨に係る救助活動等に従事した消防職団員の惨事ストレス対策等について」（平成30年7月12日付け消防庁消防・救急課、消防庁国民保護・防災部地域防災室事務連絡）を全都道府県に対して発出し、緊急時メンタルサポートチームを必要に応じて活用するよう周知し、倉敷市消防局から要請を受け、8月1日、現地に派遣しました。

このほか、各都道府県等に対し「平成30年7月豪雨に対応した消防法令の運用について」（平成30年7月13日付け消防予第458号消防庁予防課長通知）及び「平成30年7月豪雨に対応した危険物関係法令の運用について」（平成30年7月13日付け消防危第132号消防庁危険物保安室長通知）を発出して、豪雨被害を受けた消防用設備及び危険物施設等の迅速な点検等について、それぞれの所有者等に対し指導するよう求めました。

3 消防機関の対応

(1) 消防本部

西日本を中心に河川氾濫や土砂災害が多発し、各消防本部には多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急活動にあたったが、甚大な被害が発生した岡山県、広島県及び愛媛県内の消防本部では、河川氾濫による浸水被害や土砂災害による道路寸断などの影響により、被災現場に近づくことができず、その活動は困難を極めました。

これらの地域では、地元の消防職員・消防団員が総力を挙げて、住民の避難誘導や救急・救助活動等にあたるとともに、県内の消防本部の応援隊や緊急消防援助隊が警察や自衛隊とも協力し、広範囲にわたって浸水した地域での救命ボートや消防防災ヘリコプターを活用した救助活動のほか、多くの安否不明者が発生した土砂災害現場等における搜索活動など、懸命な救助活動にあたりました。

また、被災地では、消防職員や消防団員による避難所周辺の巡回活動や土砂災害の恐れがある危険箇所の警戒活動等が長期間にわたり行われました。

(2) 消防団

西日本の多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、住民に対し、早期の避難を呼び掛けるとともに、家屋等の浸水を防止するための土のう積み等を実施しました。

また、被災地では、消防団が発災当初から、住民の救助活動や避難誘導、行方不明者の搜索等を行ったほか、土砂等の撤去作業や地域の巡回活動、土砂災害の恐れがある危険箇所の警戒活動等を長期間にわたり実施しました。

そのような中、呉市においては、活動中の消防団員1人が土石流に巻き込まれて犠牲となりました。



行方不明者の搜索活動（広島市消防局提供）

(3) 緊急消防援助隊

7月6日以降、消防庁長官からの求め又は指示を受けた1都2府20県の緊急消防援助隊は、迅速に岡山

県、広島県、愛媛県及び高知県へ向けて出動しました（表2）。なお、広範囲に及ぶ災害となり、多数の死者、行方不明者が見込まれたこと、7月8日に政府の非常災害対策本部が設置されたこと等を踏まえ、同日17時00分に平成30年7月豪雨における緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとされました。

また、4県に出動した緊急消防援助隊は、7月6日から31日までの26日間にわたり活動し、出動隊の総数は、1,383隊、5,385人（延べ活動数3,713隊、15,287人）となりました。

なお、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の出動は、制度開始以来、東日本大震災に続き、2回目であり、また、活動期間は、東日本大震災、有珠山噴火災害に次ぐ長さとなりました。

表2 緊急消防援助隊の出動状況

出動要請日	岡山県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援隊	陸上隊	航空隊
7月6日	名古屋市消防局 岡山市消防局	愛知県	東京都、名古屋市消防局、奈良県、鳥取県（※）、熊本県、大分県（※）
7月7日		滋賀県、奈良県	
活動期間：7月6日から31日（26日間） 出動隊の総数：211隊、893人 延べ活動数：563隊、2,596人			

※岡山県での活動終了後、広島県へ部隊移動

出動要請日	広島県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援隊	陸上隊	航空隊
7月6日	大阪市消防局 堺市消防局 広島市消防局	大阪府、山口県	大阪市消防局、徳島県、香川県
7月7日		三重県、和歌山県、島根県	山口県、福岡市消防局、長崎県
7月8日			栃木県
7月11日			鳥取県（※2）、大分県（※2）
7月12日		三重県（※1）、京都府、兵庫県、和歌山県（※1）、鳥取県、徳島県、香川県	
7月24日		福岡県	
7月25日		大分県	
活動期間：7月6日から31日（26日間） 出動隊の総数：1,154隊、4,416人 延べ活動数：3,097隊、12,399人			

※1 三重県及び和歌山県は、7月7日に消防庁長官から出動の指示を受けたが、広島県からの増隊要請がなかったため、出動途中に引揚げた。その後、活動の長期化が見込まれたため、7月12日に再度指示を受け出動したもの。

※2 岡山県での活動終了後、広島県へ部隊移動

出動要請日	愛媛県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援隊	陸上隊	航空隊
7月7日		香川県	埼玉県（※）、横浜市消防局
7月8日			
活動期間：7月7日から21日（15日間） 出動隊の総数：14隊、58人 延べ活動数：39隊、203人			

※愛媛県での活動終了後、高知県へ部隊移動

出動要請日	高知県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援隊	陸上隊	航空隊
7月9日		兵庫県	埼玉県（※）、兵庫県
活動期間：7月9日から17日（9日間） 出動隊の総数：5隊、25人 延べ活動数：16隊、104人			

※愛媛県での活動終了後、高知県へ部隊移動

(ア) 岡山県

名古屋市消防局指揮支援隊は、岡山県庁に設置された消防応援活動調整本部に部隊長の属する指揮支援隊として参集し、岡山県、岡山県内消防本部及び消防庁派遣職員のほか、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、気象庁、国土交通省等の関係機関とも連携し、被害情報の収集・整理、緊急消防援助隊の活動管理等を行いました。また、二次災害の発生を防止するため、降雨による活動中止判断の基準を明確にし、指揮支援隊長を通じて各県大隊長に周知しました。

岡山市消防局指揮支援隊は、倉敷市消防局に参集し、被害情報の収集・整理、倉敷市に派遣された愛知県大隊、滋賀県大隊及び奈良県大隊の活動管理等を行いました。

陸上隊は、愛知県大隊、滋賀県大隊及び奈良県大隊が倉敷市において、警察、自衛隊と連携し捜索・救助活動を実施しました。その後、7月12日には、地元消防機関及び県内応援消防本部に引継ぎ、活動を終了しました。

倉敷市では、河川の氾濫により広範囲に浸水した地域で、ボートを使用し救助活動を実施するとともに水陸両用バギーなども活用しながら、捜索活動を広範囲に行いました。



ボートを活用した救助活動（奈良県広域消防組合消防本部提供）



救助活動（奈良市消防局提供）

航空小隊は、消防防災ヘリコプターのホイストにより、孤立した病院において要救助者7名を救助するなど、派遣期間中に38人を救助したほか、ヘリコプターテレビ電送システムを活用した上空からの情報収集を実施しました。

これらの懸命な活動の結果、陸上隊及び航空小隊を合わせて257人を救助しました。

また、7月11日に岡山県で活動中の鳥取県航空小隊及び大分県航空小隊は消防庁長官からの指示を受け、広島県へと部隊移動しました。

(イ) 広島県

広島市消防局指揮支援隊は、広島県庁に設置された消防応援活動調整本部に、大阪市消防局指揮支援隊は、東広島市消防局に、堺市消防局指揮支援隊は、広島市安芸消防署に、それぞれ参集し、派遣された緊急消防援助隊の活動管理等を行いました。また、大阪市消防局指揮支援隊は、東広島市及び竹原市での緊急消防援助隊の活動終了に伴い、広島県知事からの部隊移動の指示により、7月10日からは、堺市消防局指揮支援隊とともに広島市安芸消防署で活動しました。

陸上隊は、鳥根県大隊が呉市で警察、自衛隊等の関係機関と連携し、浸水家屋や河川内での捜索・救助活動を行いました。河川は、多量の土砂が堆積していたため、重機を活用し土砂の排除を行いました。その後、7月15日には、地元消防機関に引継ぎ、活動を終了しました。

三重県大隊、京都府大隊、大阪府大隊、兵庫県大隊、和歌山県大隊、鳥取県大隊、山口県大隊、香川県大隊、徳島県大隊、福岡県大隊及び大分県大隊が広島市、東広島市、竹原市及び安芸郡で捜索・救助活動を行いました。捜索・救助活動は、住宅地、用水路、河川等を広範囲に実施し、救助犬を活用した捜索場所の選定も行われました。酷暑の中、警察、自衛隊等の関係機関と連携し、人力での土砂排除、重機、切断器具等を用いた倒木等の排除を行いながら捜索を行いました。また、悪路走行が可能な水陸両用バギーを活用し、消防車両が進出困難な地域に人員・資機材を輸送しました。その後、7月31日には、地元消防機関及び県内応援消防本部に引継ぎ、活動を終了しました。



水陸両用バギーを活用した搜索活動（大阪市消防局提供）



消防・警察・自衛隊合同での搜索活動
（鳥取県東部広域行政管理組合消防局提供）



倒壊した建物での搜索活動（堺市消防局提供）

航空小隊は、消防防災ヘリコプターのホイストにより、浸水によって孤立した住民の救助活動を実施するとともに、陸上から救助が行えない孤立地域に着陸し、多数の住民の救助活動を行うなど、派遣期間中に78人を救助したほか、ヘリコプターテレビ電送システムを活用した上空からの情報収集活動を実施しました。

また、鳥根県防災航空隊は、広島県に向けて出動し、広島ヘリポートにおいて航空小隊の支援活動を行いました。

これらの懸命な活動の結果、陸上隊及び航空小隊を合わせて137人を救助しました。

また、消防庁と国立研究開発法人宇宙航空研究開

発機構（JAXA）との「消防防災における航空機の利用に関する技術協力の推進に係る取り決め」に基づき、消防庁がD-NET（災害救援航空機情報共有ネットワーク）を利用し、広島県災害対策本部と行方不明者の搜索場所等の共有を図りました。

（ウ）愛媛県

陸上隊は、香川県大隊が愛媛県宇和島市へ到着後、同市内において、行方不明者の搜索・救助活動を実施し、その後、7月9日に活動を終了しました。

搜索・救助活動において、土砂崩れにより大量に土砂や倒木が堆積した現場では、警察、自衛隊等の関係機関と連携し、重機により堆積物を排除しながら、搜索・救助活動を行いました。

航空小隊は、消防防災ヘリコプターにより、陸上から救助が行えない場所への隊員投入や、自衛隊と連携して孤立地域への物資搬送活動を行いました。また、ヘリコプターテレビ電送システムを活用し、上空からの情報収集活動を実施しました。

これらの懸命な活動の結果、陸上隊により2人を救助しました。

（エ）高知県

7月9日に愛媛県で活動中の埼玉県航空小隊は消防庁長官からの指示を受け、高知県へと部隊移動し、陸上から救助が行えない孤立地域への隊員輸送や、ヘリコプターテレビ電送システムを活用した上空からの情報収集活動を実施しました。

また、兵庫県消防防災航空隊は高知県に向けて出動し、高知空港において航空隊の支援活動を行いました。

これらの懸命な活動の結果、航空小隊により1人を救助しました。

4 おわりに

消防庁では、今回の活動で得られた教訓を活かし、今後より一層の消防防災体制の充実強化を推進するとともに、災害に対して万全の体制がとれるよう、全力を尽くしてまいります。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室
消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）
消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室
TEL: 03-5253-7561（直通）※消防団部分



消防防災分野における無人航空機の活用について

消防・救急課

1 はじめに

近年、消防防災分野において無人航空機の導入が進んでいます。無人航空機は「空の産業革命」とも言われ、多くの可能性を有しており、すでに空撮や農業の分野で広く活用されています。

消防防災分野においては、主に災害現場において、迅速で広範囲な情報収集に効果を発揮することが見込まれ、各消防本部による無人航空機の導入が進んでいます。

平成28年の熊本地震では無人航空機による行方不明者の捜索が行われ、平成29年7月の九州北部豪雨では、緊急消防援助隊の活動に当たり、無人航空機による道路閉塞状況や流木の流出範囲の確認が行われました。その他、平成28年12月の糸魚川市大規模火災においても無人航空機による鎮火後の被害状況確認が行われるなど、災害時に無人航空機が活用されるケースが増えています。

本稿では消防防災分野における無人航空機の活用について解説します。



糸魚川市大規模火災



平成29年7月九州北部豪雨災害

2 消防庁の取組

(1) 緊急消防援助隊における無人航空機の活用

消防庁では、今後発生が危惧される南海トラフ地震など、広域的災害での緊急消防援助隊の消防活動用偵察システムとして、平成28年にさいたま市消防局及び千葉市消防局に無人航空機を配備しました。

消防活動用偵察システムはマンパワーを必要とする広域的な災害現場での情報収集において、特に隊員の進入が困難な場所で効果を発揮するものとして期待されています。

消防庁では、平成30年度末までに消防活動用偵察システム（無人航空機）の配備を20の消防本部に増隊する予定としています。



消防庁から配備された無人航空機

(2) 消防団員の教育訓練用無人航空機の活用

大規模災害時には、消防団の活躍が不可欠であることから、消防団員が無人航空機を活用することを想定し、都道府県の消防学校に教育訓練用資器材として、平成29年度16カ所に貸付を行い、平成30年度末までにさらに16カ所に貸付を行う予定としています。

(3) 無人航空機の災害時における活用状況及び活用の手引きの作成

平成29年6月に各消防本部における無人航空機の保有実態調査を実施したところ、全国で70の消防本部が保有し、100を超える消防本部が保有を検討していることがわかりました。今後、消防本部の無人航空



機の導入が増加することを見込み、有識者やメーカー、無人航空機を活用している消防本部へヒアリングを行い、平成30年1月には、無人航空機の特性、使用用途と性能の関係、維持管理、事故対応、法令上の取扱い等、全国の消防防災機関の無人航空機の運用に必要な事項をとりまとめた「消防防災分野における無人航

空機の活用の手引き」を作成しました。

その後、平成30年6月の調査では116の消防本部が無人航空機を保有し、75の消防本部で活用実績があり、90を超える消防本部が保有を検討していることがわかりました。

消防本部における活用事例

【事案①】行方不明の高齢女性の捜索事案

・広大な稲作地帯を効率的に捜索できた。(発見には至らず)



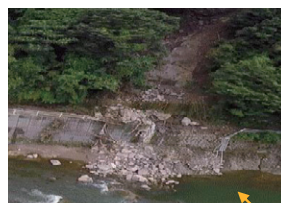
稲作地帯



人の歩いた痕跡を発見
捜索活動の有力情報が得られた。

【事案②】進入困難地域の空撮による情報収集

・豪雨に伴う土砂崩れ現場において空撮を実施し情報収集した。



土砂災害現場

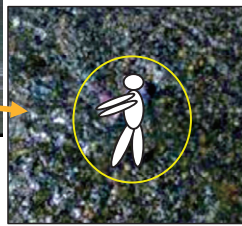
隊員が進入できない箇所を
空撮により情報収集すること
で被害の全体像を早期に
把握できた。

【事案③】河川内の行方不明者の捜索事案



水難救助現場の河川

河川中洲において、水反射で目視が困難であったため、ドローンによる俯瞰撮影を実施したところ行方不明者を発見した。



(画像を処理しています。)

【事案④】大規模倉庫火災での情報収集

・現場指揮者が活動方針を決定する為の迅速な情報収集を実施。



大規模倉庫火災現場



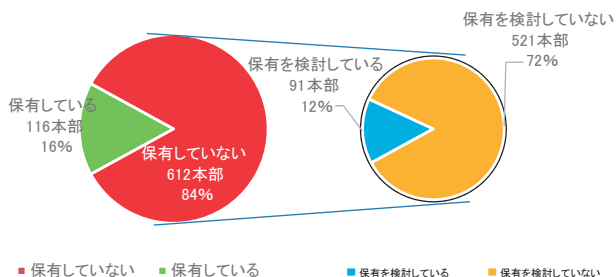
現場指揮所



ドローンによる俯瞰撮影により燃焼状態を把握

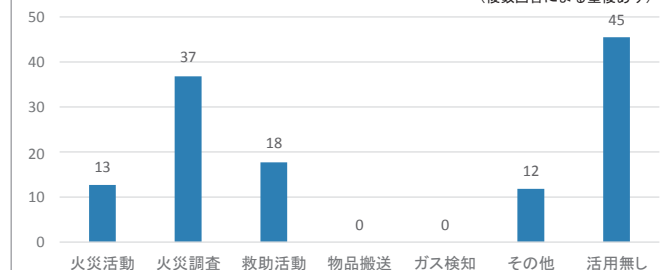
無人航空機の保有状況

全728本部



消防活動への活用種別

(複数回答による重複あり)



(4) 財政支援

消防防災機関が運用する無人航空機の導入については、防災情報システムまたは災害時オペレーションシステムに接続して映像共有が可能な無人航空機の購入には財政措置（緊急防災・減災事業債）の対象として

います。

これにより、空撮された映像を災害現場指揮所のみでなく、リアルタイムで災害対策本部や関係機関と共有することが出来るシステムの構築を促進しています。

【財政措置の対象となるドローンのイメージ】



3 今後の課題

無人航空機はヘリコプターに比べて、運用コストが安価な上、離着陸の場所の選定も容易で情報収集用ツールとして利点も多い反面、雨や風に弱く、飛行時間も主にバッテリー性能に依存しているため、長くても20分程度、低温や高温の環境下であればさらに短くなるなど、まだまだ技術的な課題が多くあります。

また、無人航空機運用のための人員の確保、操縦者の技術確保、機体のメンテナンス費用、保険料等、無人航空機運用に対する様々なコストの発生が懸念されています。

4 今後の消防庁の取組

今後の消防防災分野における無人航空機の活用方法として、雨天や強風、火災による熱に耐えられる機体や、さらには水難救助現場での浮輪、AED、救助ロープの搬送など活動を支援する活用が見込まれます。

無人航空機の導入が進む中で、引き続き技術動向や先進的な活用状況等についての情報収集を行うとともに、無人航空機を活用した夜間災害発生時の迅速な救助活動技術と活動最初期の安全管理に係る研究や、安全かつ効率的な運用・導入を行うための教育・研修にも注力し、さらなる活用方法の模索と導入促進を図っていきます。

問い合わせ先
消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等について

防災課

1 はじめに

東日本大震災では、犠牲者の過半数が65歳以上の高齢者であり、また、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと推計されています。他方で、このような方々の避難支援等を行った消防職団員や民生委員等の死者・行方不明者が300名以上にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

このような傾向は過去の大規模な震災や風水害等においても共通してみられるものであり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への支援を強化する必要性が改めて認識されました。

このため、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時の避難行動に係る支援が必要な「避難行動要支援者」※1に関する名簿（以下「避難行動要支援者名簿」※2という。）を活用して実効性のある避難支援等がなされるよう、災害対策基本法が改正され、以下のような制度が設けられ平成26年4月1日から施行されました。

- 1 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- 2 避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- 3 災害が現に発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- 4 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者、消防機関や民生委員等の避難支援関係者の双方の犠牲を抑えるため、名簿未作成の市町村における名簿の早期作成や、平常時からの名簿情報の提供の促進など、避難行動要支援者の支援に係る取組を推進することが求められています。

※1 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

※2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿

※3 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

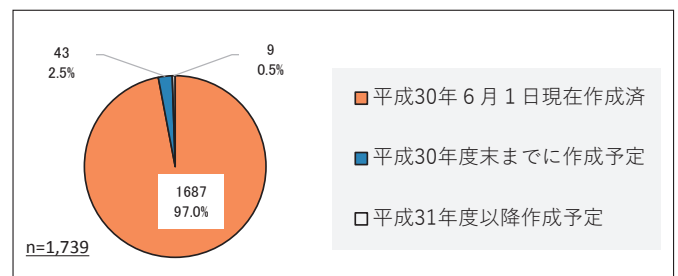
2 調査結果の概要

各市町村の取組状況を把握するため、今般、平成30年6月1日時点での調査を実施し、結果を取りまとめました。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成状況

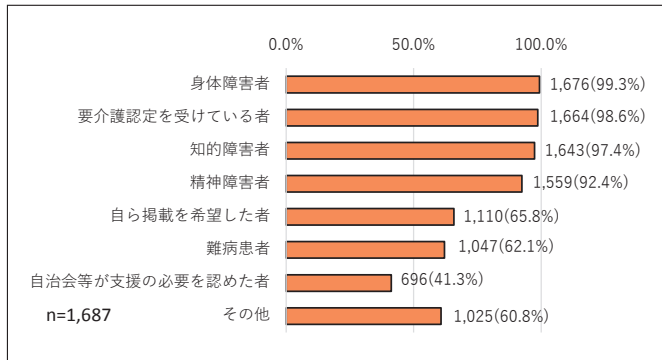
平成30年6月1日現在で、調査対象市町村(1,739市町村※4)のうち97.0%(1,687市町村)が作成済であり、平成30年度末までに調査対象市町村の99.5%(1,730市町村)が作成済となる予定です。

※4 平成30年6月1日時点で全域が避難指示の対象となっていた2町を除く



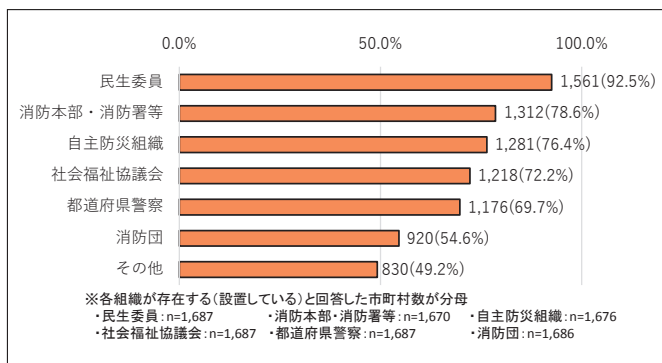
(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者

名簿作成済の1,687市町村のうち、名簿に掲載する者として、身体障害者を挙げている市町村が99.3%と最も多い結果となりました。



(3) 平常時における名簿情報の提供先

名簿作成済の1,687市町村のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている団体が92.5%と最も多い結果となりました。



3 平常時からの名簿情報の提供

災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を行うためには、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員等の避難支援等関係者に名簿情報を提供しておくことが有用です。

また、名簿情報については、条例で特別の定めをすることにより、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に提供できるとされています。

以下に、平常時の名簿情報の提供について条例で規定している事例を紹介します。

【名簿情報の提供を条例で制定】

条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供

①山形県遊佐町（平成28年3月14日制定）

山形県遊佐町災害対策基本条例（抜粋）

第15条 町は、避難行動要支援者の災害時における安全確保のため、支援体制をあらかじめ整備しなければならない。

2 町は、前項の支援体制の整備及び災害時の支援活動のため、町が保有する個人情報（遊佐町個人情報保護条例（平成15年条例第1号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を法第49条の10第2項各号に規定する範囲で避難行動要支援者への支援活動等のために収集し、避難行動要支援者名簿を作成のうえ、内部で利用することができる。

3 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員をはじめ法第49条の11第2項に規定する範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる

②愛媛県八幡浜市（平成29年6月23日制定）

八幡浜市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び八幡浜市地域防災計画の定めに基づき、避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への名簿情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、災害時において避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することを目的とする。

（名簿情報の提供）

第4条 市長は、災害の発生等に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、福祉施設その他の自宅以外に居住する者に係る名簿情報の提供については、この限りでない。

【逆手上げ方式による名簿情報の提供を条例で制定】

条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供

①千葉県千葉市（平成25年12月19日制定）

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）
第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

②兵庫県加東市（平成29年3月27日制定）

加東市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）
（名簿情報の提供）

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。ただし、居住が福祉施設等自宅以外の者の名簿情報は、この限りでない。

2 前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

【警察、消防及び民生委員への名簿情報提供を条例で制定】

警察、消防及び民生委員について、条例に定めた上で外部提供の同意の有無に関わらず、全避難行動要支援者の名簿情報を提供

長野県茅野市（平成27年3月30日制定）

茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（抜粋）
第22条 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、長野県警察、諏訪広域消防、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員（以下「民生委員」という。）、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定め

るもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、長野県警察、諏訪広域消防及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

4 おわりに

消防庁では、本調査結果について報道発表※5を行い、内閣府と連名で通知※6を发出了しました。

災害時に一人でも多くの避難行動要支援者の命を守り、避難支援等関係者の犠牲を決して出さないためにも、未だに名簿を作成していない市町村における速やかな作成、平常時からの名簿情報の提供の促進等について、関係府省庁や都道府県と連携しながら、各市町村による取組を推進してまいります。

※5【報道発表】避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/11/301105_houdou_1.pdf

※6【通知】「避難行動要支援者名簿」の作成及び名簿情報の平常時からの提供の促進等について（平成30年11月5日府政防第1233号・消防災第174号）

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3011/pdf/301105_fuseibou1233_sai174.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

平成30年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式

総務課

【第31回危険業務従事者叙勲】

第31回危険業務従事者叙勲が11月3日付で発令され、全国の3,634名に授与されました。

そのうち、消防職員として危険性の高い業務に精励し、社会公共の福祉の増進に寄与された620名が受章し、伝達式を11月7日（水）、11月8日（木）の2回に分けて総務省講堂において開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第31回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	306名
瑞宝単光章	314名
合計	620名



鈴木総務副大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
(危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）)

【平成30年秋の叙勲】

平成30年秋の叙勲が11月3日付で発令され、全国の4,079名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された617名が受章し、11月12日（月）、ニッショーホール（港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

平成30年秋の叙勲

瑞宝小綬章	40名
旭日双光章	3名
瑞宝双光章	61名
瑞宝単光章	513名
合計	617名



危険業務従事者叙勲伝達式（2回目）の様子



石田総務大臣による式辞
(危険業務従事者叙勲伝達式（2回目）)

【平成30年秋の褒章】

平成30年秋の褒章が11月3日付で発令され、全国の819名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々、消防機器の研究開発や製造販売業務、消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、女性防火活動の推進に寄与された方々、永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し消防の発展に大きく寄与された消防団員、計101名が受章し、11月14日（水）、東京消防庁スクワール麹町（千代田区麹町）において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

平成30年秋の褒章

紅綬褒章	2名
黄綬褒章	7名
藍綬褒章	92名
合計	101名

それぞれの伝達式では、伝達者（危険業務従事者叙勲伝達式（2回目）及び秋の叙勲は石田総務大臣、危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）は鈴木総務副大臣、秋の褒章は古賀総務大臣政務官）から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表から「地域住民の安全確保のため、なお一層尽力します。」と誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁されました。



古賀総務大臣政務官から受章者代表への章記・褒章伝達
（秋の褒章伝達式）



石田総務大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
（危険業務従事者叙勲伝達式（2回目））



石田総務大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
（秋の叙勲伝達式）



受章者代表から謝辞を受ける石田総務大臣
（秋の叙勲伝達式）

問い合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521（直通）

平成30年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

平成30年11月1日(木)に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「平成30年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。

式典では、黒田消防庁長官から表彰状と記念品が授与され、記念写真の撮影も行われました。

各表彰の概要は以下のとおりです。



消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するもののうち、高度な消防防災技術により防火対象物の防火安全性能の向上に資するものを表彰するものです。

【表彰対象 4件】



問合わせ先

消防庁予防課 TEL: 03-5253-7523
 戸島 (消防設備保守関係功労者表彰)
 (消防機器開発普及功労者表彰)
 並木 (優良消防用設備等表彰)

「第26回全国消防操法大会」について

地域防災室

平成30年10月19日、富山市の富山県広域消防防災センターにおいて、「第26回全国消防操法大会」が開催され、約13,000人が参加しました。

全国消防操法大会は、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合うものです。



選手宣誓

開会式では、主催者を代表して、鈴木総務副大臣、秋本日本消防協会会長が挨拶を行いました。



鈴木総務副大臣

本大会には、47都道府県の代表としてポンプ車の部23隊、小型ポンプの部25隊が出場し、厳正な審査の結果、ポンプ車の部においては、益子町消防団（栃木県）、小型ポンプの部においては、日野町消防団（滋賀県）が優勝しました。



競技風景



競技風景

表彰式では、優勝した消防団に対して、黒田消防庁長官及び秋本日本消防協会会長から賞状が授与されました。（優勝旗は、雨天のため大会終了後に授与されました。）



表彰式

第26回全国消防操法大会結果

ポンプ車の部		
順位	都道府県名	消防団名
優勝	栃木県	益子町消防団
準優勝	富山県	砺波市消防団
準優勝	茨城県	古河市消防団
準優勝	鳥取県	米子市消防団
優良賞	高知県	いの町消防団
優良賞	宮崎県	高千穂町消防団
優良賞	神奈川県	座間市消防団
優良賞	福岡県	久山町消防団
優良賞	福井県	大野市消防団
優良賞	埼玉県	日高市消防団

小型ポンプの部		
順位	都道府県名	消防団名
優勝	滋賀県	日野町消防団
準優勝	鹿児島県	長島町消防団
準優勝	兵庫県	福崎町消防団
準優勝	岐阜県	下呂市消防団
優良賞	広島県	福山市消防団
優良賞	島根県	益田市消防団
優良賞	山口県	山口市消防団
優良賞	佐賀県	鹿島市消防団
優良賞	青森県	南部町消防団
優良賞	富山県	砺波市消防団

第26回全国消防操法大会優秀選手

ポンプ車の部			
番員	都道府県名	消防団名	選手名
指揮者	鳥取県	米子市消防団	西田 軍治
1番員	三重県	桑名市消防団	市原 誠
2番員	富山県	砺波市消防団	松田 慎治
3番員	高知県	いの町消防団	川上 敬司
4番員	静岡県	長泉町消防団	鈴木 亮平

小型ポンプの部			
番員	都道府県名	消防団名	選手名
指揮者	鹿児島県	長島町消防団	宮内 也寸志
1番員	鹿児島県	長島町消防団	小牛尾 勇介
2番員	東京都	荻窪消防団	高山 正樹
3番員	新潟県	長岡市消防団	牧 拓磨

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 渡邊
TEL: 03-5253-7561

緊急消防援助隊情報

平成30年度地域ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室

中部ブロック 静岡県実行委員会

平成30年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練は、大規模災害時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図ることを目的に、①「指揮命令機関の運営管理力の向上」、②「関係機関の連携強化」、③「静岡県の受援体制の強化」の3点を主なテーマとして、富士山静岡空港西側多目的用地を主会場に、県内各地で次のとおり実施した。

1 実施日

平成30年11月4日（日）・5日（月）

2 実施場所

牧之原市、島田市、浜松市、御前崎市、菊川市ほか

3. 実施内容

(1) 訓練想定

◆1日目（11月4日）

平成30年11月4日（日）午前8時30分、遠州灘を震源とする突発地震（南海トラフ地震；M9.1）が発生し、静岡県内では、県中部・西部地域を中心に最大震度7を観測した。津波のほか、火災、家屋倒壊、土砂災害等により県内全域に甚大な被害が発生した。

◆2日目（11月5日）

平成30年11月4日（日）午前8時30分、静岡県内で突発地震が発生し、島田市及び磐田市で最大震度6強を観測した。この地震により、建物倒壊、火災、土砂災害など局地的に甚大な被害が発生した。

いずれの想定においても、静岡県内消防機関は消防相互応援協定に基づき、県内応援隊を出動させた。また、静岡県知事は、被害が甚大であることから、静岡県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援要請を行った。

(2) 第1日目（平成30年11月4日）

ア 消防応援活動調整本部等設置運営訓練（図上訓練）

想定地震発生後に、静岡県庁（県災害対策本部）に県消防応援活動調整本部（以下「県調整本部」）を、静岡県藤枝総合庁舎（中部方面本部）及び静岡県中遠総合庁舎（西部方面本部）に県方面本部消防応援活動調整本部（以下「方面調整本部」）をそれぞれ設置し、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、ロールプレイング方式により図上訓練を実施した。

《今後の課題等》

静岡県の場合、県庁（県災害対策本部内）に県調整本部を設置するほか、賀茂、東部、中部及び西部の各地域に方面調整本部を置く方式をとっており、他の都道府県とはシステムが異なる。このため、指揮支援（部）隊長等に対し、事前に体制の違いを説明し、理解を得ておく必要がある。

消防応援活動の調整に要する活動スペース等が不足していることが明らかになったほか、情報の受・伝達の面で課題があったことから、支援情報共有ツールの利活用も含め検証を行い、本部体制の確立を図っていく必要がある。



消防応援活動調整本部等設置運営訓練（4日）静岡県庁



イ 部隊参集訓練及び本部運営訓練

ヘリコプターによる指揮支援部隊長の県調整本部への参集を実施するとともに、静岡県内3箇所を進出拠点とし、管轄消防本部による受援対応訓練を実施した。また、統合機動部隊は、各県隊との別参集により迅速に出動し、直接訓練会場に参集した後、引き続いて部隊運用訓練を実施した。

《今後の課題等》

進出拠点への円滑な部隊参集ができた。進出中の大隊のみならず、受援側の静岡県内消防本部においても進出情報を把握するため、支援情報共有ツールを積極的に活用していく必要がある。

ウ 部隊運用訓練

静岡県警航空隊や各防災航空隊による偵察・情報収集訓練を実施した。

また、航空自衛隊浜松基地において、地元消防団等と連携し、市街地火災消火訓練やがれき救出救助訓練を実施したほか、DMATや災害拠点病院等とも連携し、傷病者の受入れや自衛隊輸送機（C-2）による県外への広域医療搬送訓練を実施した。さらに、化学工場火災救出救助訓練や多重衝突道路崩落事故救出訓練（夜間訓練）、航空自衛隊や海上保安庁の救難隊と連携した水難救助訓練等を各地で実施した。

《今後の課題等》

広域医療搬送訓練等においては、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用することにより、救急搬送等に関し、消防と医療機関との相互の円滑な連携体制を確認することができた。

エ 後方支援活動訓練・燃料補給訓練

富士山静岡空港西側多目的用地において、支援車I型、拠点機能形成車等を活用し、給食訓練を行うとともに、待機中の車両及び資機材の保守管理を行う等後方支援活動訓練を実施した。また、燃料補給車を活用し燃料補給訓練を実施したほか、陸上自衛隊と消防部隊と合同で宿営訓練を実施し、相互の活動方法を確認した。

《今後の課題等》

静岡県が「大規模な広域防災拠点」に位置付けている富士山静岡空港の多目的用地を訓練会場として使用し、広い会場内での部隊配置等に対する検証を実施することができた。

(3) 第2日目（平成30年11月5日）

ア 消防車両搬送訓練

自衛隊輸送機（C-130）による全地形対応車（レッドサラマンダー）の輸送を実施した。

《今後の課題等》

関係機関の協力の下、円滑な車両の輸送ができた。



全地形対応車の輸送訓練（5日）富士山静岡空港

イ 部隊運用（総合）訓練

富士山静岡空港西側多目的用地において、大規模市街地火災対応訓練、土砂災害対応訓練、倒壊家屋からの救出訓練など多様で実践的な訓練を実施した。

このうち大規模市街地火災対応訓練では、全国に編成配備を進めたドラゴンハイパー・コマンドユニットの災害対応力について検証するとともに、協定を締結した地元の生コンクリート協同組合の協力を得て、給水支援を実施した。

また、御前崎市（別会場）においては、航空隊と連携した物資輸送や津波避難者救出訓練を行うとともに、陸上自衛隊大型ヘリ（CH-47）等による大規模林野火災空中消火訓練を実施した。



《今後の課題等》

複数の県大隊が同一の場所で活動する場合に指定する統括県大隊長としての任務を明確化しておくことが、効果的な活動につながると再認識した。



市街地中高層建物倒壊現場対応訓練（5日）富士山静岡空港

4. おわりに

今回の訓練は、中部ブロック7県の緊急消防援助隊約150隊・約600人ほか、警察、自衛隊、海上保安庁、DMATなど18団体から参加いただいた。この中には、静岡県と協定を締結している台湾・新北市政府消防局が加わり、部隊運営訓練に参加したことも今回の訓練の特長の1つとなった。

主会場である富士山静岡空港多目的用地は、空港に隣接し、航空法による工作物の高さや照明の設置などに制限があるため、こうした制限に的確に対応すべく様々な工夫をこらし、かつ、より実践的で効果的な訓練となるよう計画した。

この結果、所期の目的として掲げた様々な実動訓練を展開できたほか、燃料供給、隊員の宿営など、大規模災害において静岡県内で救援活動する場合の支援機能が確保できることを確認した。

また、主会場のほか、航空自衛隊浜松基地等の複数の会場で実施した訓練では、緊急消防援助隊の受援及び部隊運用、関係機関との連携活動等について検証する貴重な機会となり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練ができたものとする。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めていく必要がある。

最後に、本訓練の開催に際して、多大な御協力を賜りました中部ブロック各県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。



台湾・新北市政府消防局参加による土砂災害対応訓練（5日）富士山静岡空港

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

救急講習会を活用した口頭指導シミュレーション訓練の導入

西宮市消防局 警防部 指令課

1 はじめに

西宮市は、兵庫県の南東部に位置し、南は大阪湾、北は六甲山地と接しており、人口は487,207人（平成30年4月1日現在）、面積100.18km²の中核市で、大都市圏に好アクセスできる利便性と自然に囲まれた良好な住環境、多くの大学・短期大学を有する教育環境から文教住宅都市として発展し『関西で住みたいまち』に挙げられています。管内には、高校野球のメッカである阪神甲子園球場、開門神事福男選びで有名な西宮神社があり、スポーツ芸術文化が色づく魅力ある街を形成しています。

西宮市消防局は1本部4署4分署、職員定数は522名で、指令課は日勤者3名、交替制勤務者23名（うち、各係4名が救急救命士有資格者）が勤務しており、「口頭指導に係る救急研修」を日々実施し、通信指令員の口頭指導能力向上に力を入れて取り組んでいます。

2 訓練導入の経緯

JRC蘇生ガイドライン2015では、「口頭指導を実施する通信指令員の能力を最適化することは傷病者の転帰改善に重要な意味を持つ。」と記されています。

しかし、口頭指導を実施する通信指令員は、自分たちが実施した口頭指導による市民の動きを検証する方法がありませんでした。

こうした口頭指導の諸課題に対応するため、指令課と救急課が連携し、消防局で行う救急講習会の場を活用し、講習受講者に口頭指導訓練を実施する「口頭指導シミュレーション訓練」を導入しました。

3 訓練方法

① 救急救命士資格を有する指令課員が、救急講習会に出向き、講習会受講前の受講者に対し、119番通報要領や通信指令員の行う口頭指導について簡単な説明を実施します。



①指令課員による市民への訓練説明

② その後、受講者1名に通報想定を付与し、実際に119番通報を行い、通報訓練を実施してもらいます。



②119番訓練通報（口頭指導を受けながら心肺蘇生法を実施）

③ 通信指令室内で、119番の訓練通報を受信した通信指令員は、通報内容に応じて、口頭指導を実施します。



③通信指令員による口頭指導

- ④ 通報訓練実施中、講習会場の指令課員は、市民が口頭指導でどう動いたのかを観察し、記録します。



④市民の動きを観察・記録

- ⑤ 訓練終了後、口頭指導を受けた市民の方にアンケートの記入を依頼し、わかりにくかった言葉などの意見・感想等を収集し、口頭指導を実施した通信指令員に結果のフィードバックを行い、より良い口頭指導方法について検討します。



⑤訓練後のフィードバック



口頭指導シミュレーション訓練 実施記録表			
実施予定地			
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
実施講習	・普通救命講習 ・救命入門コース ・応急手当普及員講習 ・指令課見学		
実施場所	・消防局4階会議室 ・消防局5階指令課 ・その他()		
市民属性	・10代 ・20-30代 ・40-60代 ・60代- ・一般市民・教員・学生・医師・外国人		
訓練担当者	消防		
訓練実施者	消防		
指令課員	口頭指導実施までの流れはスムーズか?	適切	不適 ()
	指導はわかりやすいか?	適切	不適 ()
	口頭指導手順は適切か?	適切	不適 ()
市民	着座位置は適切か?	適切	不適 ()
	手の組み方は適切か?	適切	不適 ()
	圧迫部位は適切か?	適切	不適 ()
	圧迫角度は適切か?	適切	不適 ()
	圧迫するテンポは適切か?	適切	不適 ()
	圧迫の中間時間は10秒以内か?	適切	不適 ()
	圧迫する深さは適切か?	適切	不適 ()
実施方法	適切	不適 ()	
市民教員講習受講歴	あり	なし	圧迫位置を記入
AOPRデータ (使用した場合のみ記入する)	胸骨圧迫のテンポ	回/分	
	胸骨圧迫の深さ	cm	
	リコイル		
全体として気づいた点やフィードバックすべき事項			

口頭指導シミュレーション訓練実施記録票

4 導入効果

(1) 口頭指導手順の分析・検証

口頭指導で市民がどう動くのか、指令課員が直接確認することで、現状の口頭指導手順の課題や改善事項等について分析・検証することができ、口頭指導手順の効果的な改善につながっています。

実際に改善につなげた一例が、指令台への「ポケット型メトロノームの導入」です。この訓練をとおして、胸骨圧迫のテンポを口頭で正確に伝えることの難しさを改めて実感しました。そこで、ポケット型メトロノームを各指令台に配置し、胸骨圧迫指導時にはヘッドセットマイクの近くでそれを鳴らし、「このテンポで押ししてください」と伝えることで、より正確に胸骨圧迫のテンポが伝わるようになりました。



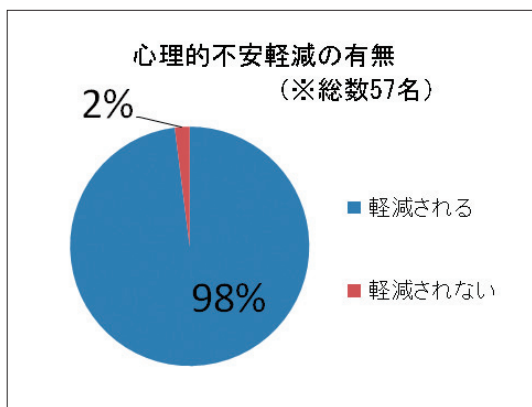
ポケット型メトロノーム使用時

(2) 口頭指導能力の向上

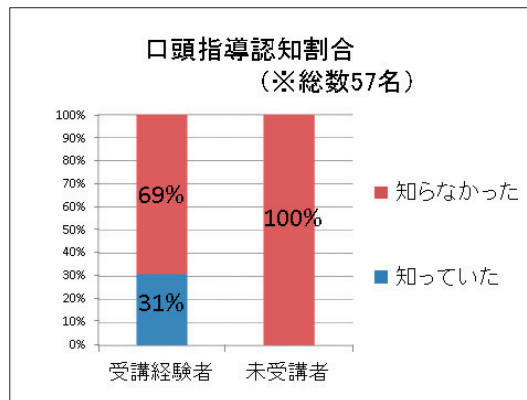
救急講習会受講前の受講者に対して行うこの訓練は、心肺蘇生法のイメージができていない一般市民に対して訓練を実施することができ、さらにその結果のフィードバックを受けることで、通信指令員の実践的な口頭指導能力向上につながっています。

(3) 市民広報

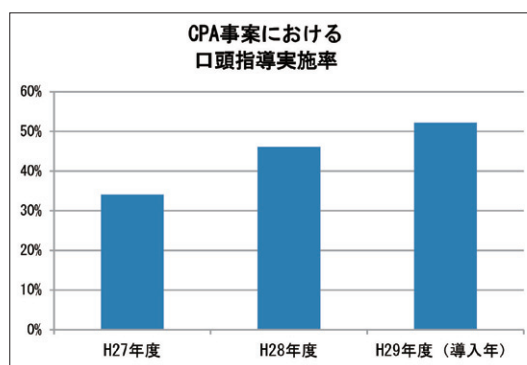
119番通報時、通信指令員から口頭指導を受けることができることを知っている市民は非常に少ないのが現状です。この訓練をとおして、119番通報さえすれば、応急手当について通信指令員から口頭指導を受けることができると、市民の方に知ってもらうことで、119番通報や応急手当を行うことに対する市民の心理的不安の軽減にもつながります。



口頭指導を受けた市民のアンケート結果 1



口頭指導を受けた市民のアンケート結果 2



5 おわりに

この訓練をとおして、指令課員の口頭指導に対する意識やモチベーションは大きく向上しました。実際に、この訓練導入後、心肺停止事案に対する指令課員の口頭指導実施率は向上しています。また、通報内容から死戦期呼吸状態を見抜き、口頭指導を実施したことで、救急隊到着前に心拍再開し、救命に至った奏功事例も報告されています。

引き続き、この訓練に取り組んでいくことで、指令課員の口頭指導能力の向上を図ると同時に、市民広報を行うことで、市民の心理的不安を軽減し、応急手当の実施率向上にもつながればと考えています。今後も、これまでの訓練で得られた様々な諸課題を踏まえ、今以上に効果的で、市民に伝わる口頭指導を実施するため、西宮市消防局指令課員一丸となって取り組んでいきます。

行田市事業所対抗初期消火訓練大会

行田市消防本部

埼玉県行田市消防本部では平成30年10月22日、第32回行田市事業所対抗初期消火訓練大会を実施しました。

市内の屋内消火栓等を設置している事業所を対象として、自衛消防隊員の消防用設備等の操作技術向上並びに防火意識の高揚を図り、事業所の消防力の更なる向上を目的として毎年実施しています。操法は1チーム4名で「自動火災報知設備による早期発見」、「迅速で的確な119番通報」、「消火器及び屋内消火栓を使用した初期消火」の確実な実践を目指したもので、各事業所や消防署で日夜訓練を行い21事業所、男女84名の自衛消防隊がその成果を発揮しました。



第17回火災調査事例研究会を実施しました。

湖南広域消防局

当消防局では9月7日（金）に、職員の技術向上、火災予防の啓発、消防行政への理解促進を目的に、第17回火災調査事例研究会を実施しました。

研究では、管内で発生したストーブに起因する火災事例と、事業所等で発生した低温発火による火災事例の発表の他、一般社団法人日本損害保険協会から講師を招き、消防の損害調査や市民生活に大きく関係する、「火災保険」と「地震保険」について講演をいただきました。

研修会には消防職員の他、消防関係機関や防火保安協会の事業所など約130人の方々に参加をいただき、火災予防の啓発と共に職員の調査技術の向上に繋げることができました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

女性向け消防職場体験を実施

尼崎市消防局

尼崎市消防局では、より多くの女性に消防の仕事を知っていただくために、平成30年6月12日(火)と13日(水)の2日間、女性向け消防職場体験を実施しました。

1日目には、尼崎市防災センターにおいて消防訓練の見学・体験のほか、当局の女性消防吏員との座談会を実施しました。また、2日目には、兵庫県消防学校において、施設見学や防災体験学習を行ったほか、現在入校中の初任教育の訓練を見学しました。

これから社会人となる年齢層の女性に、消防の仕事を実際に「見て・触れて・感じて」いただくことで消防の仕事の魅力と消防分野での女性活躍の可能性を知っていただき、一人でも多くの女性に将来の職業選択の一つに入れてもらえるよう、今後も毎年継続的な実施を考えています。



高齢者福祉施設職員対象の応急手当訓練会を開催

八幡浜地区施設事務組合消防本部

9月26日、高齢者福祉施設職員の救命知識・技術の習得を目的に応急手当訓練会を開催しました。管内の各施設から選抜された3名の職員がチームとなり、心肺停止、誤嚥による窒息、災害負傷者対応の3想定的活動について救急救命士が一連の流れを評価し、対応手順や応急手当の必要性について参加者全員で研修しました。訓練会終了後「他の応急処置も身につけたい」「帰ったら他の職員にも教えます」などの感想が多く、有意義な訓練会となりました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



平成30年度消防大学校フォーラム

女性消防吏員の活躍推進～男女ともに活躍できる職場づくり～

消防大学校では、平成30年10月10日（水）、大阪府（大阪市新梅田研修センター）において平成30年度の消防大学校フォーラムを開催しました。特別講習会としてNBC・爆弾テロ災害対応及び多数傷病者事故対応について講義が行われた第一部は188人、女性消防吏員の活躍推進をテーマとしたパネルディスカッションが行われた第二部は109人が参加されました。

そこで、第二部のパネルディスカッションについて御紹介いたします。

1 各パネリストからの意見発表

- 豊橋市消防本部 中陳 祐子 中消防署消防士長
消防大学校女性活躍推進コース2期生である中陳さんからは、消防署で警防業務に配置されている立場から、その現状や課題等について意見発表していただきました。
- 相模原市消防局 原子 泰治 消防総務課消防司令
消防局で採用・人事・研修担当をされている原子さんからは、女性消防吏員の採用の現状や、女性の受験率を上げるための工夫等について意見発表していただきました。
- 横浜市消防局 鈴木 誠 都築消防署仲町台消防出張所長
女性消防吏員が配置されている出張所長をされている鈴木さんからは、責任職として女性職員と一緒に勤務している立場から男女ともに活躍できる職場作り等について意見発表していただきました。
- 東京消防庁 長谷川 清美 企画調整部広報課長
本年9月まで消防署で警防課長をされていた長谷川さんからは、女性警防課長として組織の中で働いた経験や、女性消防吏員が今後益々活躍が期待されている中での消防吏員としての心構え等について意見発表していただきました。

2 ディスカッション

各パネリスト意見発表後のディスカッションでは、女性消防吏員の職域拡大が進み、消防業務における活躍の場が広がり、警防業務への配置が始まったばかりの本部や配置が当たり前になっている本部など、様々な状況がある中で、女性採用を進める工夫、女性だけでなく男性も働きやすく活躍できる職場作りや女性消防吏員の心構えなどについて意見交換が行われました。

会場からは、女性消防吏員として現場で活動したいという気持ちや、現実的にある制約をどう考えるか、また女性採用を進めるに当たり、男性中心に見られがちな消防のイメージをどのように変えていくかなどの意見がありました。女性活躍を推進していくには、女性が働きやすい職場というのは、男性も働きやすい職場であるという視点を持つことや、男女ともにそれぞれが得意／不得意なところを補い、助け合っていくことが大切であり、そのためにはお互いに思いやりの心を持ち、個人・組織で取り組んでいくことが重要であるという総括となりました。

最後に、ご協力いただきましたパネリストの皆様には感謝申し上げますとともに、受講者が本フォーラムで得た知見等を活かしていただき、各消防本部等において女性活躍の推進にさらに積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1711



自主防災組織育成短期コースについて

消防大学校では、自主防災組織の育成業務に係わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を習得させることを目的に、「自主防災組織育成短期コースを実施」しています。

今年度は、平成30年10月18日(木)～10月19日(金)に東京都において、11月8日(木)～11月9日(金)に北海道において、それぞれ2日間実施し、都道府県、市町村、消防学校及び消防本部から自主防災組織の育成に携わる方が受講されました。

近年は、地震や記録的な豪雨により各地で甚大な被害が発生しています。大災害が発生した場合は、個々人の自助と地域における共助が非常に重要であることから、本コースにおいては、自主防災組織が安定して継続的に仲良く活動していくためにはどのような取り組みが必要なのかを、現場での実例や演習を中心に科目編成をしました。主な内容は以下のとおりです。

(1) 防災行政（講義）

地域における消防防災体制や、自主防災組織の育成・活性化のための施策、また、災害対策基本法の概要等について、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室による講義を実施しました。

(2) 自主防災組織の活動（講義）

自主防災組織の活動事例・経験談、地域の防災訓練の実施や地域と地元企業との関係構築などについて、実例を交え、東京都会場においては、東京都あきる野市防災・安心地域委員会本部長 大久保 春彦 氏、北海道会場においては北海道札幌市北郷親栄第一町内会長 田畑 隆二 氏による講義を実施しました。

(3) 自主防災組織の指導・育成（講義）

地域防災とまちづくりや地域防災の再生、自主防災組織の担当者として必要な知識や実例等につい

て、山口大学大学院創成科学研究科准教授 瀧本 浩一 氏による講義を実施しました。

(4) 地域防災推進のための研修体験（演習）

図上訓練の舞台となる地図上を実際に歩き、避難所や危険箇所の確認を行うまち歩きの実践、また、まち歩きした場所を舞台にした図上訓練を行い図上訓練の手法を学ぶ災害図上訓練DIGを、東京都においては、山口大学大学院創成科学研究科准教授 瀧本 浩一 氏、減災研究会代表 岩本 憲治 氏及び青森県危機管理局防災危機管理課 山口 哲史 氏、北海道においては、瀧本氏及び岩本氏、そして佐賀県政策部危機管理・報道局消防防災課地域防災・消防力向上担当係長 津村 聡 氏による指導のもと実践しました。

(5) 防災啓発事業の創出

(4)の研修体験終了後、引き続き、参加者による意見交換や防災啓発事業立案の検討などを行いました。

受講者からは、「啓発の大切さを改めて感じた。」、「地域の防災知識の高め方や自主防災組織のあり方を考えさせられた。」、また、「発災後の対応も重要だが、日頃からの防災意識の啓発の重要性を認識した。」などの意見がありました。

本コースは、2日間という短い期間ですが、講義と演習を取り入れ集中的・効果的に学べるようカリキュラムの編成を行っています。

受講者の皆様には、本コースで得られた知見等を今後の自主防災組織の育成業務に役立てていただければ幸いです。

問い合わせ先

消防大学校調査研究部
TEL: 0422-46-1711



最近の報道発表 (平成30年10月24日～平成30年11月23日)

<総務課>

30.11.3	平成30年秋の叙勲（消防関係）	平成30年秋の叙勲（消防関係）受章者は617名で、勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝小綬章 40名 旭日双光章 3名 瑞宝双光章 61名 瑞宝単光章 513名 計 617名
30.11.2	平成30年秋の褒章（消防関係）	平成30年秋の褒章（消防関係）受章者は101名で、褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章 2名 黄綬褒章 7名 藍綬褒章 92名 計 101名
30.10.25	「消防防災科学技術研究推進制度」平成31年度研究開発課題の募集	「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発を委託する競争的資金制度です。 平成31年度は、近年の自然災害の増加や高齢社会の到来、社会資本の老化などを踏まえて、消防防災分野における課題を解決するため、ICT等を活用した研究開発テーマを設定し、研究開発課題を募集します。

<救急企画室>

30.10.25	平成30年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員数について、平成30年5月から9月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
30.10.25	平成30年9月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員数について、平成30年9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

<予防課>

30.11.19	予防業務優良事例表彰の事例募集	消防庁では、各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて予防業務優良事例として表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し、予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、本日から平成31年1月18日（金）までの間、各消防本部の優れた取組事例を募集いたします。
30.11.6	平成30年秋季全国火災予防運動の実施	平成30年11月9日（金）から11月15日（木）まで『平成30年秋季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

<防災課>

30.11.5	避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等	災害対策基本法の改正により、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供等の規定が設けられ、平成26年4月に施行されました。 この度、平成30年6月1日現在における各市町村の取組状況について調査を実施し、結果を取りまとめましたので公表します。 また、本調査結果を受け、本日、消防庁では内閣府と連名で、各都道府県消防防災主管部長に対し、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の平常時からの提供の促進等について、通知を発出しましたので、併せて公表します。
30.10.29	11月1日に緊急地震速報の訓練を行います	11月5日の津波防災の日にちなみ、平成30年11月1日（木）に緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を取りまとめましたのでお知らせします。

<地域防災室>

30.11.16	「地域防災力向上シンポジウムin青森2018」の開催	地域防災の担い手として期待される女性や若者をはじめとした地域住民、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、青森県青森市において「地域防災力向上シンポジウム」を開催します。
30.11.6	「地域防災力充実強化大会in徳島2018」の開催	東日本大震災を経験し、いつ発生するか予測のつかない災害からの被害を最小限にとどめるためには、地域において日頃から備えを万全にしておくことが重要です。 平成25年12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けて、全国各地で地域防災力を充実強化する取組が進められています。 大規模災害に対処していくためには、地域住民や自主防災組織をはじめ、教育、医療・福祉関係者等を含めた各界各層の連携を強化し、地域の防災力を高めていくことが重要です。 この大会は、各地の取組の紹介などを通して、住民一人ひとりが防災への理解を深め、地域での実践的な防災活動につなげていくことを目的として、徳島県徳島市において「地域防災力充実強化大会in徳島2018」を開催します。
30.11.2	「第24回全国女性消防団員活性化滋賀大会」の開催	全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層活性化させることを目的として、全国女性消防団員活性化大会を滋賀県で開催します。



最近の通知 (平成30年10月24日～平成30年11月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第632号	平成30年11月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	予防業務優良事例表彰の事例募集に係る協力依頼について
府政防第1233号 消防災第174号	平成30年11月5日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長	「避難行動要支援者名簿」の作成及び名簿情報の平常時からの提供の促進等について
消防予第622号	平成30年11月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)
事務連絡	平成30年11月2日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成30年1月～6月の製品火災に関する調査結果について
事務連絡	平成30年10月26日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」のリーフレットの配布について

広報テーマ

12 月		1 月	
①消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課	①消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課 予防課 防災課 地域防災室 地域防災室
②ストーブ火災の注意喚起	予防課	②文化財防火デー	
③セルフスタンドにおける安全な給油について	危険物保安室	③住宅の耐震化と家具の転倒防止	
④雪害に対する備え	防災課	④消防団員の入団促進	
		⑤1月17日は「防災とボランティアの日」	



消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する ご理解とご協力をお願いします



消防・救急課

車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

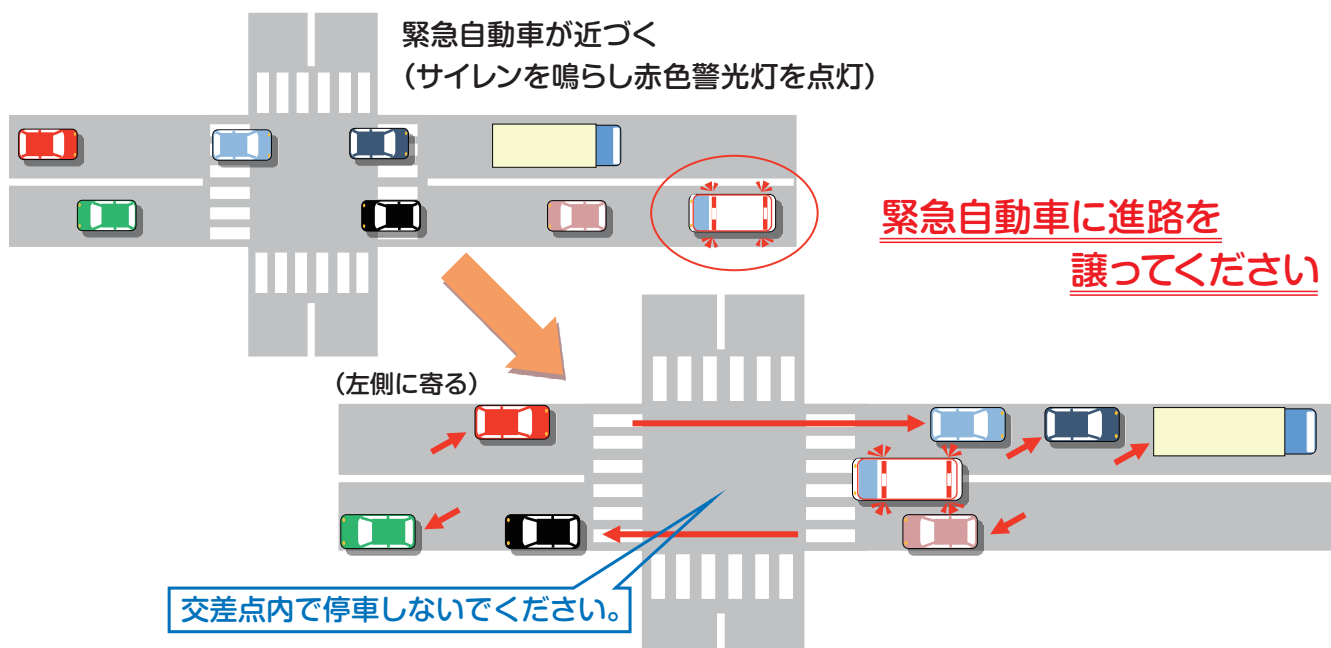


○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



問合わせ先

消防庁 消防・救急課 喜多
TEL: 03-5253-7522



ストーブの安全な取扱い

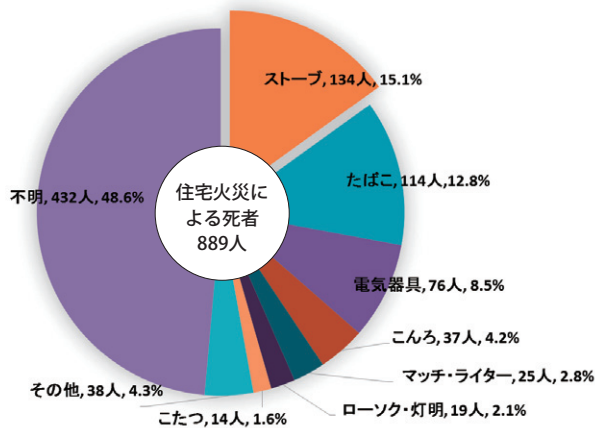
予防課

12月に入り、本格的に寒くなる季節を迎え、ストーブを使うご家庭も多くなってくると思います。

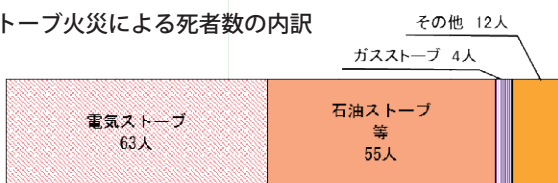
ストーブを使用する時期は、限定されていますが、ストーブが原因となる建物火災は、平成29年中に1,330件発生しており、出火原因の中でも高い順位（4位）となっています。

また、平成29年中のストーブが原因の死者数の内訳は下記のグラフとなっており、たばこを抜きストーブが1位となっています。次にストーブの種別に着目してみますと、電気ストーブが石油ストーブを上回っています。このようなことから、電気ストーブを使用する場合にも十分に注意が必要です。これらの火災を予防するためには、次の注意事項を遵守し、安全にストーブを使用しましょう。

●住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く）



●ストーブ火災による死者数の内訳



1 使用するときの注意事項

- （1）ストーブの近くにふとん・座ぶとん・寝具、衣類など燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- （2）就寝時にストーブを使用するのは避けましょう。
- （3）ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないようにしましょう。
- （4）カーテン等がストーブに接触しないように、離して使用しましょう。

- （5）ストーブの近くでヘアスプレー等の使用、放置はやめましょう。

2 使用方法

- （1）取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用しましょう。
- （2）石油ストーブに灯油を給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。
- （3）カートリッジタンク式のもの、給油後、タンクのふたを確実に締めましょう。
- （4）電気ストーブやファンヒーターを使わないときは電源プラグを抜きましょう。

3 点火及び消火時の確認

- （1）点火後は、正常に燃焼していることを確認しましょう。
- （2）外出等の際には、必ず完全に消火していることを確認しましょう。
- （3）電気コードやガスホースなどに傷みがないか確認しましょう。
- （4）ストーブを使用して、異常を感じた場合は、すぐに使用を中止し、製造元や販売元に相談しましょう。

4 点検・整備

- （1）暖房シーズン前には、取扱説明書に従って点検を行い、必要に応じて、修理、又は取り替えを販売店等に依頼しましょう。
- （2）暖房シーズン後には、説明書をよく読み、ストーブの清掃・整備を行いましょう。

5 灯油などの燃料の保管

- （1）灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で「型式試験確認済証」又は「推奨マーク」が貼付されているものを使用し、必ず栓をしっかりと締めて密閉しましょう。
- （2）灯油などの燃料は火気を使う場所から遠ざけ、直射日光を避けた冷暗所に保管しましょう。
- （3）地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損するような場所での保管はやめましょう。

問い合わせ先

消防庁予防課 柏原、上村
TEL: 03-5253-7523



セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

■セルフスタンドの現状

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は、わが国において平成10年4月から認められています。それまではガソリンスタンドにおいてドライバーが自ら給油を行うことは認められていませんでしたが、ドライバーによる事故（吹きこぼれや誤給油等）を防止するために、従業員が給油状況を監視することや、火災やガソリン等の漏えいがあった場合に備えて緊急停止スイッチを設ける等、一定の安全対策を講ずれば、従来のガソリンスタンド（フルサービススタンド）と同様に漏えいや火災の危険性を低減できるとされ、セルフスタンドが認められることとなりました。

近年、ガソリンスタンドの施設数は減少傾向にありますが、これとは対照的にセルフスタンドは増加しています（図1参照）。

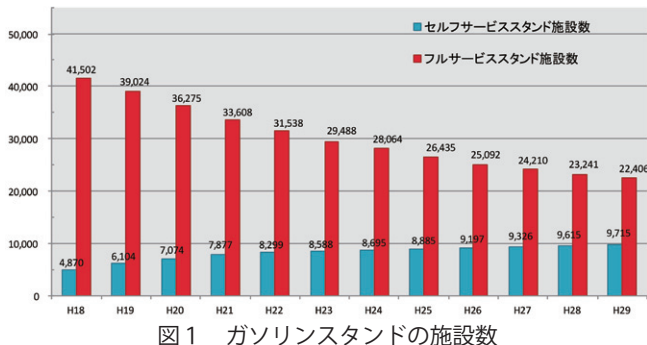


図1 ガソリンスタンドの施設数

■セルフスタンドの安全対策の改正経緯

平成13年、セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、各消防本部に通知しました。

また、平成19年には、セルフスタンドの火災事故発生割合がフルサービススタンドに比べると高いことから、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策を強化しました（表1及び図2参照）。

表1 ガソリンスタンドにおける火災事故件数

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
給油取扱所における全火災事故件数	40	27	27	30	29	29	29	22	26	17	31	26
セルフスタンド(給油中)	6	3	7	3	3	5	3	3	2	2	2	4
フルサービススタンド(給油中)	3	1	1	4	6	2	3	1	3	0	2	5

※セルフスタンドとフルサービススタンドの項目は給油中の火災事故件数

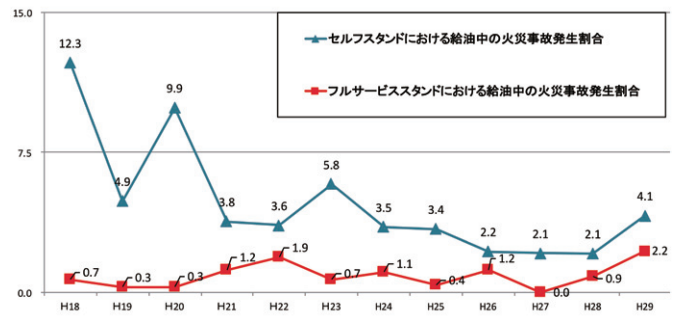


図2 給油取扱所1万施設あたりの給油中における火災事故発生割合

これらの安全対策により、セルフスタンドの給油中の火災事故は年に数件程度に抑えられています。1万施設あたりの火災事故発生割合も減少してきていますが、フルサービススタンドと比較すると、火災事故発生割合は高い傾向にあります。

■給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分ご注意ください。特に冬場は、衣服等により人体に帯電しやすい季節となりますので、静電気除去に十分ご注意ください。

- ・静電気除去シート等により静電気を十分除去すること。
- ・車に給油する油種を十分に確認すること。
- ・ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ・ガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- ・自動車又は原動機付自転車以外（例：水上バイク等）への給油は行わないこと。

その他、計量機に表示されている給油方法、注意事項を必ずお読みください(図3参照)。

またご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

なお、下記の消防庁ホームページに関連情報を掲載していますので、これらを参考に安全に給油するようお願いいたします。



図3 計量機の表示例

総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項

http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

総務省消防庁：ガソリン等危険物の事故防止について

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/gasoline/keihatu.html>

問合わせ先

消防庁危険物保安室危険物施設係 池町係長、河野事務官
TEL: 03-5253-7524



雪害に対する備え

防災課

我が国では毎年、自然災害により多くの尊い人命が失われており、雪に関する事故でも、多くの犠牲者が出ています。昨冬期（平成29年11月～平成30年3月）には、雪害により116人の方が犠牲となり、そのうち約9割に当たる102人の方が、屋根の雪下ろし等の除雪作業中の事故で亡くなりました。

また、平成30年1月から2月にかけて、北陸地方や関東甲信越地方、東北地方太平洋側で大雪となり、特に、2月上・中旬には北陸地方の多いところで平年の6倍を超える記録的な積雪となり、石川県と福井県の県境付近では多数の立ち往生車両が発生する等、道路、鉄道等の交通機能が麻痺し、物流が停滞するなど市民生活に多大な影響を及ぼしました。

雪に関する事故を防ぐため、大雪、暴風雪等が予想される場合には、以下のポイントに注意して、安全確保に心がけましょう。

【心がけるポイント】

○在宅時の安全な過ごし方に関すること

- ・不要不急の外出を避ける
- ・懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等の準備
- ・FF式暖房機（※）の給排気口付近の除雪状況の確認
- ※ 燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を給排気筒を通して室外に出す方式

○車両運転者等に対すること

- ・できる限り車両の運転は避ける
- ・事前の気象情報、道路情報等の確認
- ・車両の点検整備の確実な実施
- ・防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、毛布、飲料水、非常食等の準備
- ・道路状況に応じた無理のない運転
- ・スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着
- ・暴風雪の際の早期避難
- ・車両の走行不能時の早期の救助依頼
- ・車両内での待機時のマフラーの定期的除雪、適切な換気による一酸化炭素中毒の防止
- ・立ち往生してやむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残す

○防災気象情報等の活用

- ・気象情報、注意報及び警報を活用して早めの行動をとる

除雪作業中の事故の主な原因には、以下のようなものが挙げられます。

- ・屋根、はしごなど高所からの転落
- ・水路等への転落
- ・除雪機の事故（巻き込まれなど）
- ・屋根からの落雪
- ・除雪作業という重労働による発作

除雪作業時には、特に以下の項目に注意して、作業を行い、事故を防止しましょう。

【命を守る除雪中の事故防止10箇条】

- 作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでる！
- はしごの固定を忘れずに！
- エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- 低い屋根でも油断は禁物！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- 作業のときには携帯電話を持って行く！

「よくある除雪作業中の事故とその対策」（内閣府、国交省）参照。この他にも除雪作業中の注意点等が掲載されていますので、参考してください。（http://www.bousai.go.jp/setsugai/pdf/h2312_004.pdf）



命綱、ヘルメットを装着して作業する様子（提供：新潟県）

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。大雪、暴風雪等が予想される場合に【心がけるポイント】、【命を守る除雪中の事故防止10箇条】を理解して、安全対策を講じ、事故防止に努めましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



私も、
消防士になる。

安心して働けるという喜び。

産休や育休をはじめとする福利厚生が整っている職場で、安心して働けます。働く女性のキャリアもしっかり考慮された環境で、充実した毎日を送いませんか。

女性消防吏員に関する詳しい情報はこちら

女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト

女性消防

検索

http://www.fdma.go.jp/josei_chokuin



Facebookもチェック



総務省消防庁-女性活躍-
Facebookページ

<https://www.facebook.com/josei.FDMA.JAPAN>



FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency